

牧之原市議会の議員の欠席時における議員報酬等の特例に関する条例の制定について（概要）

令和元年9月定例会において、「牧之原市議会の議員の欠席時における議員報酬等の特例に関する条例」の制定を提案するものです。

1 制定の目的

議員報酬は、地方自治法第203条の規定に基づき、一定の役務の対価として与えられる給付であるとされており、「牧之原市の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」により議員報酬、期末手当等の額並びに支給方法が定められています。

しかし、議員が、市議会の会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給については、法令や条例等での規定はありませんでした。

このようなことから、牧之原市議会では、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保を図るため、市議会の会議を欠席した期間に応じ、議員報酬及び期末手当を減額する条例を制定するものです。

また、議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、拘留等の処分を受けた場合においても、議員報酬及び期末手当を支給停止又は不支給とすることとしました。

2 制度の概要

(1) 欠席とみなす会議等の範囲

- ① 本会議（定例会及び臨時会）
- ② 牧之原市議会委員会条例に規定する委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）
- ③ 牧之原市議会会議規則第107条の規定による議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場（議員全員協議会、常任委員会協議会、専門部会）
- ④ 議員の派遣若しくは委員の派遣

(2) 長期欠席する場合又は復帰する場合の手続き

- ① 長期欠席する場合
長期欠席届を議長へ届け出ます（代理人による届け出可）。
- ② 復帰する場合
復帰届を議長へ届け出ます。

(3) 議員報酬等の減額の期間及び減額割合

(1)の会議のいずれかを欠席した日から、復帰届出のあった日の前日までを欠席期間としています。

欠席期間が90日を超えた場合、欠席した日から欠席期間を終えた日までの期間に応じて議員報酬を減額するものとし、減額割合は、欠席期間に応じて次のとおりとしています。

長期欠席の期間	減額割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の20
180日を超え365日以下であるとき	100分の30
365日を超えるとき	100分の50

(4) 期末手当の減額

基準日（6月1日及び12月1日）の6箇月前に議員報酬が減額支給された月がある場合は、期末手当を当該減額割合に応じて減額します。

なお、期間内で減額割合が異なる場合は、減額割合の高い区分を適用することとします。

(5) 議員報酬等の減額の対象とならない欠席

- ① 公務上の災害
- ② 妊娠又は出産（妊娠については一定の規定があります）
- ③ ①、②に準ずると議長が認める場合

(6) 議員報酬の支給停止

議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、拘留等の身体を拘束される処分を受けた期間については、議員報酬を停止します。

(7) 期末手当の支給停止

基準日（6月1日及び12月1日）の6箇月前に(6)の身体を拘束される処分を受けていた場合は、期末手当の支給を停止します。

(8) 議員報酬等の不支給

刑事事件に被疑者又は被告人として逮捕、拘留等の処分を受け議員報酬及び期末手当を支給停止されていた議員が、当該事件により有罪となった場合は、議員報酬及び期末手当を支給しません。

2 施行日

令和 年 月 日